

発議第5号

静岡市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成27年 月 日

提出者

池谷大輔	寺尾 昭	石井孝治	山梨 渉	鈴木直明	池邨善満	畑田 響
福地 健	工藤公彦	早川清文	尾崎剛司	西谷博子	平島政二	大石直樹
井上智仁	遠藤広樹	佐藤成子	望月俊明	大村一雄	丹沢卓久	牧田博之
繁田和三	松谷 清	鈴木節子	風間重樹	山本彰彦	馬居喜代子	水野敏夫
中山道晴	山根田鶴子	浅場 武	亀澤敏之	三浦雅司	遠藤裕孝	石上顕太郎
安竹信男	山本明久	内田隆典	白鳥 実	岩崎良浩	望月厚司	栗田知明
井上恒彌	田形清信	栗田裕之	鈴木和彦	伊東稔浩		

静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

静岡市議会委員会条例（平成15年静岡市条例第320号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

- 委員が疾病、出産その他の理由により一定期間欠席するときは、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。